

小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（抜粋）

（小牧市廃棄物減量等推進審議会）

第6条 一般廃棄物の減量等に関する事項その他市長が必要と認める事項について調査審議するため、小牧市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則（抜粋）

（小牧市廃棄物減量等推進審議会の委員）

第3条 条例第6条第2項の小牧市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 事業者の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会議の公開）

第6条 審議会の会議は、次に掲げる場合を除き公開するものとする。

- (1) 小牧市情報公開条例（平成12年小牧市条例第39号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められる場合